

米子市下水道施設設備台帳システム構築業務

プロポーザル募集要項

平成25年9月13日

米子市下水道部施設課

## 目 次

1	目的	P 2
2	概要	P 2
3	要求水準	P 2
4	参加条件	P 2
5	日程	P 3
6	参加申込手続	P 3
7	審査方法等	P 4
8	質問の受付	P 5
9	本構築業務の委託契約	P 6
10	著作権及び工業所有権等	P 6
11	その他	P 6
12	問合せ先	P 7

別紙1 施設概要

別紙2 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務概要書

別紙3 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル第1次審査項目表

別紙4 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル第2次審査項目表

## 1 目的

このプロポーザルは、米子市下水道施設設備台帳システム（以下「本システム」という。）の構築に当たり、市の要求に対する理解力、実現性、技術力及びサポート力並びにシステムの将来性、確実性等について広く技術提案を募集し、本システムの導入に係る経費（イニシャルコスト及びランニングコストをいう。）と合わせて総合的に評価することで、最も適切な事業者を受託者の候補者として選定することを目的とする。

## 2 概要

### (1) プロポーザルの名称

米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

### (2) 本プロポーザルの内容

本プロポーザルは、米子市下水道部の所管する公共下水道のポンプ場及び処理場並びに農業集落排水処理施設の機器を対象とした設備台帳システムの構築に関する業務（以下「本構築業務」という。）に係る企画の提案である。

### (3) 予算額

本構築業務の予算額は、37,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含み、平成25年度及び平成26年度における執行額は、それぞれ当該予算額の50パーセントに相当する額とする。）とし、これを上回る価格の提案は、受け付けない。

なお、消費税及び地方消費税の税率の変更による予算の増減は、行わないものとする。

### (4) 履行期間

契約の締結日から平成26年8月29日まで

## 3 要求水準

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、別紙2「米子市下水道施設設備台帳システム構築業務概要書」（以下「概要書」という。）に示された水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を提案を行うこと。

なお、概要書において市が具体的な仕様等を定めている部分について、その仕様と同等又はそれ以上の性能を有し、かつ、本システムの目的と矛盾しないことを参加希望者が明確に示した場合に限り、代替的な仕様等の提案を認めるものとする。

また、本構築業務の目的と矛盾しない限りにおいて、概要書に示されていない部分について安全性又は効率性を向上させるような提案があれば、市は、その具体性及びコストの適切性に基づいて、これを適切に評価する。

## 4 参加条件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 米子市の入札参加資格者名簿（業種は、建設コンサルタントに限る。）に継続して2年以上登録されている者であって、鳥取県内に本店又は支店を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年12月21日施行)による指名停止措置(以下単に「指名停止措置」という。)を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 過去10年以内に地方公共団体等が発注した下水道に関する設備台帳システム(機械設備及び電気設備を対象とするものに限る。)の構築に関する業務について、元請で受注し、完了した実績を有する者であること。
- (6) (5)の業務又はこれと同等の業務における管理技術者として従事した経験を有する者を、本構築業務の管理技術者として配置することができること。

## 5 日程

本プロポーザルの日程(予定)は、次のとおりとする。

- 平成25年 9月13日 公告・募集要項交付
- 平成25年 9月30日 参加申込書等提出期限
- 平成25年10月 7日 第1次審査(書類審査)
- 平成25年10月 8日 第1次審査結果通知
- 平成25年10月18日 企画提案書等提出期限
- 平成25年10月29日 プレゼンテーション・第2次審査
- 平成25年11月 7日 第2次審査結果通知

## 6 参加申込手続

参加希望者は、次に定めるところにより本プロポーザルへの参加の申込みをすること。

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 参加申込者概要書(様式第2号)
- ウ 価格提案書(様式第3号)

### (2) 提出場所

郵便番号 683-0834  
米子市内町172番地1 米子市下水道部中央ポンプ場内  
米子市下水道部施設課  
電話番号 0859-34-1376

### (3) 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、(1)に掲げる順につづり(ホッチキス留め可)、正本(押印をしたもの)1部及び副本2部を提出すること。

### (4) 提出期限

平成25年9月30日(月)午後5時まで(必着のこと。)

### (5) 価格提案書の考え方

本構築業務に係る費用及び本システムの引渡しの日が属する年度の翌年度から5年間に必

要な年次的経費のほか、必要に応じてハードウェアの更新に要する費用を加算した金額及びその内訳を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

なお、ハードウェアの更新は、5年に1度と見込んでいる。

## 7 審査方法等

### (1) 第1次審査の実施

#### ア 審査方法

6により提出された書類について、米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）の参加資格評価員が、別紙3「米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル第1次審査項目表」に基づき評価を行う。

#### イ 第2次審査参加者の選定

選考委員会において、第1次審査の結果に基づき、その評価の高い順に、第2次審査の参加者を5社程度選定する。

なお、審査の結果によっては、第2次審査の参加者を選定しない場合がある。

#### ウ 結果通知

第1次審査の結果については、6により参加の申込みをした者全員に通知する。なお、第2次審査の参加者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日間（その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）がある場合においては、当該休日等を除く。）に限り、書面（様式は、任意のものとする。）により、その理由について市に説明を求めることができる。

### (2) 第2次審査の実施

第2次審査の参加者として選定された者は、次に定めるところにより第2次審査を受けることができる。

#### ア 提出書類

##### (ア) 企画提案書（様式第4号）

(イ) 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル企画提案説明書（様式第5号。以下「企画提案説明書」という。）2枚以内（日本工業規格A列3番横で作成すること。）

※ 企画提案説明書には、次に掲げる項目について漏れなく記載すること。

- ・データの整理方法に関する提案

（情報収集整理方法・書類の電子化・現地調査の方法に対する提案）

- ・システムの構成に対する提案

（ハードウェア構成・耐用年数・耐障害性及び復旧性・システム起動及び動作速度に対する提案）

- ・システムの機能に対する提案

（設備台帳機能・工事台帳機能・関連データ紐付・検索機能・編集機能・データ取り込み・他アプリでのデータ利用・ユーザー管理に対する提案）

- ・システムの運用に対する提案

（職員に対する研修・保守体制・サポート体制に対する提案）

- ・コスト削減への配慮に関する提案

(本構築業務費・保守及び更新に要する費用等のコストの低減に関する提案)

イ 提出場所

6 (2) の提出場所と同じ

ウ 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、アに掲げる順につづり（ホッチキス留め可）、正本（押印をしたもの）1部及び副本8部を提出すること。

エ 提出期限

平成25年10月18日（金）午後5時まで（必着のこと。）

オ 審査方法等

プレゼンテーションを平成25年10月29日（火）に実施した上、選考委員会の企画提案評価員が、別紙4「米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル第2次審査項目表」に基づき評価を行う。なお、プレゼンテーションを実施する時間、場所等は、第2次審査の参加者に対し、別途、通知する。

カ 最優秀案等の選定

選考委員会は、第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

キ 結果の通知

審査の結果については、第2次審査の参加者全員に通知する。なお、優秀案又は最優秀案として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日間（その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。）に限り、書面（様式は、任意のものとする。）により、その理由について市に説明を求めることができる。

(3) 選考委員会

選考委員会は、次に掲げる職にある者により構成する。

ア 下水道部長

イ 下水道部下水道企画課長

ウ 下水道部施設課長

## 8 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 質問方法

質問事項を記載した質問書（様式は、任意のものとする。ただし、連絡先として、会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。）を電子メール又はファクシミリにより送付すること。

(2) 質問書送付先

米子市下水道部施設課

電子メール shisetsu@city.yonago.lg.jp

ファクシミリ 0859-34-7522

(3) 質問受付期限

- ア 参加申込手続について 平成25年9月20日(金)午後5時まで
- イ 2次審査について 平成25年10月15日(火)午後5時まで

(4) 質問への回答

次に掲げる期日に、米子市ホームページにおいて掲載する。なお、質問がない場合又は質問の内容が軽易である場合は、掲載しないものとする。

- ア 参加申込手続について 平成25年9月24日(火)
- イ 2次審査について 平成25年10月16日(水)

## 9 本構築業務の委託契約

市は、7により選定された最優秀案の提案者と本構築業務に関する委託契約の締結に係る交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、7により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提案者と当該交渉を行う。

## 10 著作権及び工業所有権等

(1) 提案事項の利用

企画提案書を提出した者(以下「提出者」という。)は、市に対し、当該企画提案書により提案した事項(以下「提案事項」という。)が、次に掲げる方法により利用されることを承諾するものとする。

- ア 提案事項を利用して本構築業務の委託に関する事務を行うこと。
- イ アのために必要な範囲において、市自らが提案事項を複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は市が委託した第三者をして当該提案事項を複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 工業所有権等の明示

提案事項に提出者以外の者が所有する著作権又は工業所有権等が含まれる場合においては、その旨を企画提案説明書に記載すること。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められた場合は、当該行為を行った者は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提案された内容がこの要項に定める条件を極端に逸脱している場合は、当該提案を無効とする場合がある。
- (4) 提案事項は、未発表のものに限る。
- (5) 原則として、提出された企画提案書その他の書類は、返却しない。
- (6) 提出された企画提案書その他の書類は、受託者の候補者の選定に係る作業に必要な範囲において複製する。
- (7) 提出期限後における企画提案書の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

- (8) 企画提案書その他の書類に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (9) 配置予定技術者は、原則として、変更することができない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、この限りでない。
- (10) 参加申込後に指名停止措置を受けた場合は、本構築業務に関する委託契約を締結しない。
- (11) 下水道施設の見学又は既存台帳等の閲覧を希望する場合は、米子市下水道部施設課に連絡すること。

## 12 問合せ先

郵便番号 683-0834

米子市内町172番地1

中央ポンプ場内 米子市下水道部施設課施設工事係

電話番号 0859-34-1376 ファクシミリ 0859-34-7522

電子メール shisetsu@city.yonago.lg.jp



(別紙1) 施設概要

データ入力対象施設 処理場、ポンプ場 : 3 処理場、8 ポンプ場

(1) 内浜処理場

- ア 供用開始年 : 昭和49年
- イ 排除方式 : 分流式 (一部合流式)
- ウ 処理方式
  - 汚水 : 標準活性汚泥法及び凝集剤添加活性汚泥循環変法
  - 汚泥 : 重力濃縮・機械濃縮→消化→脱水
- エ 処理能力 : 41,520m<sup>3</sup>/日 (今回対象 : 41,520m<sup>3</sup>/日)  
(標準活性汚泥法 15,000m<sup>3</sup>/日×1池)  
(凝集剤添加活性汚泥循環変法 8,840m<sup>3</sup>/日×3池)

(2) 皆生処理場

- ア 供用開始年 : 昭和55年
- イ 排除方 : 分流式
- ウ 処理方式
  - 汚水 : 標準活性汚泥法
  - 汚泥 : 集泥槽→送泥 (内浜処理場)
- エ 処理能力 : 47,700m<sup>3</sup>/日 (今回対象 36,200m<sup>3</sup>/日)

(3) 淀江浄化センター

- ア 供用開始年 : 平成12年
- イ 排除方式 : 分流式
- ウ 処理方式
  - 汚水 : オキシデーションディッチ法
  - 汚泥 : 重力濃縮→脱水
- エ 処理能力 : 3,400m<sup>3</sup>/日 (今回対象 3,400m<sup>3</sup>/日)

(4) 中央ポンプ場

- ア 供用開始年 : 昭和48年
- イ 排除方式 : 合流式
- ウ ポンプ場の種 : 汚水、雨水
- エ 能力 : 汚水 0.074m<sup>3</sup>/秒  
: 雨水 1.630m<sup>3</sup>/秒

(5) 祇園ポンプ場

- ア 供用開始年 : 平成2年
- イ 排除方式 : 分流式

ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.025m<sup>3</sup>/秒

(6) 上福原ポンプ場

ア 供用開始年 : 平成2年  
イ 排除方式 : 分流式  
ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.136m<sup>3</sup>/秒

(7) 大谷ポンプ場

ア 供用開始年 : 平成4年  
イ 排除方式 : 分流式  
ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.084m<sup>3</sup>/秒

(8) 新加茂ポンプ場

ア 供用開始年月 : 平成4年  
イ 排除方式 : 分流式  
ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.189m<sup>3</sup>/秒

(9) 青木ポンプ場

ア 供用開始年 : 平成16年  
イ 排除方式 : 分流式  
ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.027m<sup>3</sup>/秒

(10) 富益ポンプ場

ア 供用開始年 : 平成13年  
イ 排除方式 : 分流式  
ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.02m<sup>3</sup>/秒

(11) 西福原ポンプ場

ア 供用開始年 : 平成17年  
イ 排除方式 : 分流式  
ウ ポンプ場の種類 : 汚水  
エ 能力 : 汚水 0.500m<sup>3</sup>/秒

(別紙2)

# 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務概要書

平成25年度

米子市下水道部施設課

## 第1章 総則

### (概要)

第1条 本概要書は、米子市（以下「発注者」という。）が実施する米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、本プロポーザルへの参加を希望する者が企画提案書を作成するために、米子市下水道施設設備台帳システム（以下「本システム」という。）の構築に関する業務（以下「本構築業務」という。）の処理に当たり留意すべき基本的かつ一般的な事項をまとめたものである。

### (目的)

第2条 本構築業務は、下水道終末処理場及びポンプ場並びに農業集落排水処理施設の機械設備及び電気設備の維持管理を効率的かつ経済的に実施し、また、これらの設備に関する長寿命化計画策定等の資料として活用するために、最適な設備台帳システムを構築することを目的とする。

2 本システムは、米子市の所管する下水道終末処理場及びポンプ場並びに農業集落排水処理施設の機械設備及び電気設備を対象とするものとする。

3 本システムの方式は、クラウド方式又はその他方式とする。ただし、クライアント側でシステムアプリケーションを持たない方式であることが望ましい。

クラウド方式：原則として、ハードウェア及びソフトウェアの新規導入を必要としないもの。ハードウェア、プログラム、データ等の管理は、全て受注者側にて実施し、発注者側のシステム利用は、インターネット上でウェブブラウザ等を介して行う。

その他方式：米子市下水道部内にアプリケーションサーバ及びデータサーバ類一式を設置し、システムの利用は、原則として米子市全庁ネットワーク上でウェブブラウザ等を介して行うもの

4 本システムにおいて必要となる機器等の導入については、全て本構築業務の範囲とする。

5 本構築業務において、下水道終末処理場及びポンプ場の機器（機器点数は、別表参照）に関するデータを入力すること。

### (準拠する法令等)

第3条 本構築業務は、次に掲げる関係法令及び規程等に基づいて処理するものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- (3) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (4) 下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和42年厚生省・建設省令第1号）

- (5) 下水道の管理の適正化について（昭和39年4月30日付け都発第52号建設省都市局長通達）
- (6) 下水道台帳の調整について（昭和53年7月19日付け都下企発第73号建設省都市局長通知）
- (7) 下水道維持管理指針（2003年版）
- (8) 下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）
- (9) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き
- (10) 米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）
- (11) 前号に掲げるもののほか、米子市の条例及び規則並びに諸規程
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本構築業務に関する法令、通達等

（履行期間）

第4条 本構築業務の履行期間は、委託契約の締結の日から平成26年8月31日までとする。

（本構築業務のスケジュール）

第5条 本構築業務においては、本システムの構築及び基本設定をできる限り早期に実現させ、その運用の開始を図るものとする。

（業務範囲）

第6条 本構築業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本システムの構築及び基本設定
- (2) データの入力
- (3) 本システムの操作に関する研修の実施

（提出書類）

第7条 本構築業務を受注する者（以下「受注者」という。）は、本構築業務の処理に当たっては、委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 着手届出書
- (2) 業務実施計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発注者が必要とする書類

（構築データの著作権の帰属）

第8条 本構築業務において構築される全てのデータの著作権は、発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なく当該データを公表し、貸与し、又は使用しては

ならない。

(ソフトウェア等の使用権の帰属)

第9条 本システムにおいて基幹をなすシステムのソフトウェアその他のソフトウェア(別途協議があるものを除く。)は、発注者が使用権を有するものでなければならない。

- 2 本システムにおいて使用(印刷を含む。)する地図等のデータは、発注者が使用権を有するものでなければならない。この場合において、製本等に関する使用承諾を必要とするときは、受注者は、その著作権者の使用承諾を書面により取得し、当該書面を発注者に提出しなければならない。

(情報セキュリティ)

第10条 受注者は、本構築業務の処理に当たっては、米子市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報の取扱い等に十分留意しなければならない。

- 2 受注者は、情報の取扱いに関し、本システムの運用に必要な手順書を作成しなければならない。
- 3 本構築業務に係るデータ(受注者が作成したものを含む。)は、個人(本構築業務の従事者を含む。)所有のパーソナルコンピュータ等で持ち運び、作成し、又は編集してはならない。

## 第2章 業務内容

### 第1節 システムの構築

(データ入力対象施設)

第11条 本構築業務におけるデータ入力の対象となる施設は、別表のとおりとする。

(システム方式)

第12条 本システムの方式については、次に定めるとおりとする。

- (1) クライアント側においては、端末の指定を受けないこと。また、システムアプリケーションを持たないこととし、プラグイン等軽微なものを含め、ソフトウェアインストール作業をできるだけ必要としないこと。
- (2) ハード面についての耐障害性及びソフト面についての復旧性が考慮されたものとし、データ消失の可能性をできるだけ排除したものとすること。
- (3) なるべく外部要件(パーソナルコンピュータの性能及び台数、ネットワーク環境、使用オペレーティングシステム等)に依存しないで、各機能が快適に動作するため

の対策を講じること。

- (4) 全庁ネットワーク帯域への負荷を軽減し、クイックレスポンスを実現することができる措置を講じること。
- (5) 入力したデータについては、外部ネットワークを介した第三者による閲覧、修正等ができないような措置を講じること。
- (6) クライアントに対して機能制限を設けることにより、ユーザ種別によって、操作可能な機能を制限することができること。また、簡単に上書きされないための措置を講じること。

(ユーザライセンス数)

第13条 本システムの同時使用ユーザライセンス数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 管理者（相当）権限 1 ユーザ
- (2) 使用者（相当）権限 20 ユーザ

(基本機能)

第14条 本システムにおける基本機能として、次の表に掲げる項目が網羅されていなければならない。この場合においては、各台帳が各々関連付けされ、一元的に取り扱うことができるものとする。

機能	内訳	内容又は参考事項
設備台帳機能	設備諸元	名称、国土交通省改築通知に基づく分類・耐用年数、処分制限年数、取得額、用途、設置場所、設置年月日、仕様、型式、製造会社、施工業者、機器履歴その他特記事項等
	附属品等	附属品名称、附属品仕様、数量、製造会社その他特記事項等
	予備品・消耗品	部品名称、部品仕様、数量、保管場所、交換（消耗）頻度その他特記事項等
	点検・整備・修繕記録（故障・事故履歴を含む。）	点検・工事等の区分、点検（工事）内容、点検（工事）日、工事費用、日常点検管理記録、定期点検管理記録等 発生箇所、内容、対策、発生年月日、対策年月日、対策費用等
工事台帳機能	—	年次ごとの工事内容、事業費、交付金等財源に関する情報等

文書管理機能	—	完成図書類、写真等のデータファイルを設備台帳及び工事台帳と関連付けて保存することができること。なお、各CADデータ及び画像データ（主にjwc、zfd、zrd、sxf、dxf、dwg、jpg、tif又はpdfの形式のもの）については、プレビュー表示をすることができるものであることが望ましい。
計画策定機能	長寿命化計画対応	経過年数、健全度評価及び予測、事業費予測等の機能

（拡張機能）

第15条 本構築業務においては、本概要書に定めのない拡張機能についての提案は、予算の範囲内に収まる内容であれば、評価の対象とする。

（検索及びソート機能）

第16条 本システムは、設備又は工事の情報に関して、合理的な収納方法と検索方法を採用し、迅速に検索することができるものでなければならない。この場合においては、名称（名称の一部を含む。）からの検索、図面からの検索及び属性からのツリー検索の機能並びに経過年数等の条件を指定し、該当する設備等を抽出することができるソート機能を有していることが望ましい。

（編集・修正機能）

第17条 本システムは、次に掲げる機能又はこれらと同等の機能を有し、編集及び修正の作業を容易に行うことができるものでなければならない。

- （1）追加、修正及び廃棄
- （2）コピー及び移動
- （3）マスタ編集機能

（入出力機能）

第18条 本システムは、基本機能として、収納した各種情報（詳細及び一覧）を、適切な体裁の帳票により、出力し、及び印刷することが可能なものでなければならない。

- 2 将来、本システムを変更する必要性が生じた場合に、新たに構築するシステムへの移行を簡便な方法により行うことができるよう、本システムは、汎用フォーマット（CSV、XLS等の形式によるものとする。次項において同じ。）によって基本的項目のエクスポートが可能なるものであることが望ましい。
- 3 既存の設備データを活用するため、本システムは、汎用フォーマットによって基本的項目のインポートが可能なるものであることが望ましい。



(操作性)

第19条 受注者は、本システムにおいては、煩雑な表示及び複雑な操作を極力排除するものとし、直感的で容易な操作が可能となるよう工夫しなければならない。

## 第2節 基本設定

(基本設定)

第20条 受注者は、次の各号に掲げる基本設定に関する作業を、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) ネットワーク設定 発注者における既存ネットワーク環境は、原則として変更しないものとし、必要な場合は、本システム側において対応すること。
- (2) システム設定 本システムの使用者が即座に個別データの登録、参照等の通常の作業を行うことができるよう、必要な設定（検索用図面の作成、マスタ登録（設置場所、設備分類等）等を含む。）を行うこと。

(納品の方法)

第21条 受注者は、施設台帳、工事台帳等の必要な項目の入力作業を行い、本システムを即座に使用することができる状態で納品するものとする。

## 第3節 機器の構築（其他方式が必要な場合）

(導入)

第22条 本システムにおいて必要となる機器及びデータベース管理ソフト（以下「機器等」という。）は、全て本構築業務において導入する。

(設置場所)

第23条 機器等の設置場所は、米子市中央ポンプ場（米子市内町172番地1）の建物内において発注者が指定する場所とする。

(機器等に関する項目)

第24条 受注者は、本システムにおいて必要となる機器等の構成、ネットワーク構成、電源容量、熱量負荷、姿図等を発注者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の機器等については、次に掲げるものを標準として、最適な組合せを考慮の上、構成するものとする。

- (1) サーバ類（アプリケーション、データベース、ウェブ等） 一式

- (2) サーバ用周辺機器（キーボード、ディスプレイ等） 一式
- (3) 無停電電源装置 一式
- (4) 入力用端末（パーソナルコンピュータ（デスクトップ）） 一式
- (5) データベース管理ソフト 一式

### 第3章 システムの保守等

（システムの保守管理等）

- 第25条 受注者は、発注者が本システムを使用している期間中、ソフトウェアについて必要な保守管理を行わなければならない。
- 2 前項の規定による保守管理の作業は、月曜日から金曜日までの日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に行わなければならない。ただし、クラウド方式の場合は、この限りでない。
  - 3 受注者は、ソフトウェアの不具合等を解消するアップデートを、無償で、迅速に実施しなければならない。
  - 4 受注者は、発注者が本システムを使用している期間中、発注者から軽微な機能改善の要望があった場合は、合理的な範囲内において、年1回程度、ソフトウェアの改善作業等を無償で実施しなければならない。

（データのバックアップ）

- 第26条 受注者は、1年に1回以上の頻度で、保守管理の作業時等に、本システムで管理される全てのデータのバックアップを取らなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定によりバックアップを取ったデータを、災害、障害等の不測の事態に備えて、米子市下水道部内以外の適切な場所に、堅固なセキュリティをもって保管しなければならない。

（サポート）

- 第27条 受注者は、発注者が本システムを使用している期間中、発注者から本システムの使用方法等に関する問合せがあったときは、電話、電子メール、ファクシミリ等で対応しなければならない。

### 第4章 研修計画

（研修）

- 第28条 受注者は、発注者に対し、完成検査前に、本システムについて、講師を派遣

して操作の研修を行うものとする。

2 前項の研修は、本システムの導入に当たって本構築業務によって設置したパーソナルコンピュータ又は受注者が用意するパーソナルコンピュータを使用して、次に掲げる内容により行うものとする。

(1) システム管理者研修

システム管理者（2人程度）に対して、本システムの使用、設定、変更及び運用方法を中心に行うもの

(2) システム利用者研修

利用者全員（25人程度）に対し、起動、検索、表示、更新方法等の基本的な使用方法を中心に行うもの

(システム操作説明書の作成)

第29条 受注者は、本システムに関する研修を実施するために必要な次に掲げる操作説明書を作成しなければならない。

(1) システム管理者用の操作説明書

(2) システム利用者用の操作説明書

## 第5章 成果物

(検査)

第30条 発注者の検査職員は、本構築業務において受注者が作成した全てのデータ及び構築したシステムについて、検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の規定による検査により不備が認められたときは、自己の責任において、速やかに修正を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

(システム設定資料の提出)

第31条 受注者は、発注者に対し、本構築業務において構築したシステムの環境設定資料を提出しなければならない。

(図書等の納品)

第32条 受注者は、発注者に対し、本システムに関する資料及び次に掲げる図書並びにこれらのデータを記録したCD-R等を納品しなければならない。

(1) システムに関する仕様、構成、設定等の資料 2部

(2) システム管理者用の操作説明書 2部

(3) システム利用者用の操作説明書 35部

## 第6章 協議

(協議)

第33条 本概要書に記載のない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別表)

## 米子市下水道施設設備機器点数表

施設名	点数				合計	備考
	区分	機械	電気			
内浜処理場	台帳あり(電子)	427	584	0	454	1,038
	台帳あり(紙)	85		65		
	台帳なし	72		389		
皆生処理場	台帳あり(電子)	31	242	76	281	523
	台帳あり(紙)	148		0		
	台帳なし	63		205		
淀江処理場	台帳あり(電子)	0	98	0	80	178
	台帳あり(紙)	0		0		
	台帳なし	98		80		
中央ポンプ場	台帳あり(電子)	69	120	0	119	239
	台帳あり(紙)	40		0		
	台帳なし	11		119		
祇園ポンプ場	台帳あり(電子)	24	24	0	20	44
	台帳あり(紙)	0		0		
	台帳なし	0		20		
大谷ポンプ場	台帳あり(電子)	30	32	0	29	61
	台帳あり(紙)	0		0		
	台帳なし	2		29		
新加茂ポンプ場	台帳あり(電子)	36	36	0	33	69
	台帳あり(紙)	0		0		
	台帳なし	0		33		
上福原ポンプ場	台帳あり(電子)	24	24	0	28	52
	台帳あり(紙)	0		0		
	台帳なし	0		28		
西福原ポンプ場	台帳あり(電子)	0	20	0	25	45
	台帳あり(紙)	17		20		
	台帳なし	3		5		
富益ポンプ場	台帳あり(電子)	0	5	0	13	18
	台帳あり(紙)	0		0		
	台帳なし	5		13		
青木ポンプ場	台帳あり(電子)	11	21	9	19	40
	台帳あり(紙)	2		0		
	台帳なし	8		10		
合計	台帳あり(電子)	652	1,206	85	1,101	2,307
	台帳あり(紙)	292		85		
	台帳なし	262		931		

(別紙3)

## 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル第1次審査項目表

評価対象	項目・要点	配点	内訳	判断基準			提案なし	摘 要
				本構築業務との関連				
				A	B	C		
1 同種業務	実績 1	30	15	15	7	3	0	A (関連が同等以上) 台帳システム+データ入力+長寿命化支援機能
	実績 2		10	10	5	2	0	B (概ね関連有り) 台帳システム+データ入力または長寿命化支援機能
	実績 3		5	5	2	1	0	C (あまり関連なし) : 台帳システムのみ

評価対象	項目・要点	配点	内訳	※1	※2	※3	実績なし	摘 要
2 配置予定技術者		20	20	20	10	5	0	※1 : 上記Aに該当する業務の担当経験
								※2 : 上記Bに該当する業務の担当経験
								※3 : 上記Cに該当する業務の担当経験
3 価格提案		50	50	最低見積額/見積額×50 ※本構築業務費が提示予算額を超える場合は0			イニシャルコスト (本構築業務費) + 5年間のランニングコスト計による比較	

## 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務プロポーザル第2次審査項目表

評価対象	項目・要点	配点	内訳	判断基準				摘要
				提案有り			提案なし	
				特に優れている	優れている	普通		
1	データ整理方法	20	5	-	5	2	0	本業務遂行上における方針及び方法が明確か
			15	15	7	3	0	紙データをpdfにて取り込むのかCADデータ化するか
2	システムの構成等に関すること。	35	5	-	5	2	0	クラウド5点 その他2点
			10	10	5	2	0	
			10	10	5	2	0	システム起動時及び画面展開時の処理速度
			10	10	5	2	0	セキュリティ、ユーザ種別による機能制限は十分か
3	システムの機能に関すること。	90	15	15	7	3	0	*設備台帳及び工事台帳として基本的事項を管理できるか *文書管理機能として図面や写真データの管理ができるか *運転記録管理機能を有しているか
			20	20	10	5	0	*手引きに対応した健全度判定機能・計画策定機能を有している
			10	10	5	2	0	*基本機能・長寿命化に関する機能が互いに関連付けられ、一元的に取り扱うことができるか
			10	10	5	2	0	
			10	10	5	2	0	*追加、修正、廃棄、コピー、移動、マスタ編集等により容易に行えるか
			10	10	5	2	0	*設備や工事の一覧及び詳細情報が印刷可能であるか *汎用フォーマットにて基本的項目のエクспорт・インポートが可能か
			15	15	7	3	0	*全体的に容易な操作が可能であるか
4	システムの運用体制に関すること。	25	10	10	5	2	0	保守管理体制、データのバックアップ体制は十分か
			10	10	5	2	0	
			5	-	5	2	0	職員に対する操作研修計画は充実した内容となっているか
5	ヒアリング対応	10	10	10	5	2	0	取り組む姿勢、質問に対する応答が明快かつ迅速か
6	独自提案	20	20	20	10	5	0	規定外事項に対する提案への評価